

## 南丹市介護保険住宅改修費受領委任払制度に係る誓約書

南丹市長 様

年 月 日

事業者所在地

事業者名

代表者氏名

印

南丹市介護保険住宅改修費受領委任払制度を受任する際に、次の事項を遵守することを誓約します。

### 記

1. 介護保険の保険給付の対象となる住宅改修の提供に関しては、関係法令、通達及び南丹市介護保険住宅改修費受領委任払制度実施要綱を遵守すること。
2. 住宅改修の施工にあたっては、被保険者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該保険者の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修を行うよう努めること。
3. 住宅改修を行うにあたっては、南丹市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他関係機関との連携に努めること。
4. 住宅改修費については、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修承認決定通知書に記載されている自己負担額の支払を被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、工事が完了し、自己負担額を受領した後、被保険者へ領収書等を発行すること。
5. 南丹市介護保険住宅改修費受領委任払制度による住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修完結の日から5年間保存すること。
6. 住宅改修の支給に関し市長が、指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行う必要があると認めた場合には、直ちにこれに応じること。

7. 関係法令、通達、本市の要綱又はこの誓約書に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときには、直ちにこれに従うこと。
8. 偽り又は不正な手段により住宅改修費を受給したことが判明した場合には、受給した住宅改修費を返還すること。
9. 被保険者との間で発生した諸問題については、当事者間で互いに協議の上、誠意をもってこの解決に努めること。
10. 事業所の職員は、業務上知り得た被保険者又はその家族の秘密を保持すること。また、その職を退いた後も、同様とすること。